

一、相关新法令、新政策

● 中华人民共和国邮政法（修订）

【发布单位】全国人大常委会
 【发布文号】主席令第十二号
 【发布日期】2009-04-24
 【实施日期】2009-10-01
 【提 示】《邮政法》于 1986 年 12 月 02 日发布。此次修订的主要内容包括：

1	强调对公民的通信自由和通信秘密的保护。
2	修改对邮件损失的赔偿标准。
3	<p>增加关于快递业务的规定。</p> <p>1) 经营快递业务，应当取得快递业务经营许可；并规定了企业取得快递业务经营许可应当具备的条件。</p> <p>2) 外商不得投资经营信件的国内快递业务。（即，外商投资企业只能从事包裹等物品的国际国内快递业务及除私人信函以外的信件的国际快递业务。）</p> <p>3) 规定了对“该法令发布前依法经营快递业务的企业”的过渡措施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 该法令公布前按照中国有关规定，经国务院商务部门批准或者备案，并向工商部门办理登记后经营国际快递业务的国际货物运输代理企业，凭批准或者备案文件以及营业执照，到国务院邮政部门领取快递业务经营许可证。 ▪ 除前款规定企业外，该法令公布前向工商部门办理登记后经营快递业务的企业，不具备该法令规定的经营快递业务的条件的，应当在国务院邮政部门规定的期限内达到该法令规定条件，逾期达不到该法令规定条件的，不得继续经营快递业务。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/zxf/2009-04/24/content_1499871.htm

● 关于当前经济形势下知识产权审判服务大局若干问题的意见

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法发〔2009〕23号
 【发布日期】2009-04-21
 【提 示】该意见就知识产权审判问题，从加大专利权保护力度、加强商业标识保

一、関連する新法令、新政策

● 中華人民共和国郵政法(改正版)

【発布機関】全国人大常委会
 【発布番号】主席令第十二号
 【発布日】2009-04-24
 【施行日】2009-10-01
 【コメント】「郵政法」は 1986 年 12 月 2 日に公布されたものであるが、この度の改正内容は主に次のとおりである。

1	公民の通信の自由と通信の秘密の保護を強化した。
2	郵便物を紛失した場合の賠償基準を改定した。
3	<p>宅配業務に関する規定を追加した。</p> <p>1) 宅配業務を取り扱う場合は、宅配業務経営許可を取得しなければならず、尚且つ企業が宅配業務経営許可を取得する場合に具備しなければならない条件を規定した。</p> <p>2) 外国投資家は書状を取り扱う国内宅配業務に出資してはならない（即ち、外商投資企業は小包等の物品の国際国内宅配業務及び個人書簡を除く書状の国際宅配業務しか取り扱ってはならない）。</p> <p>3) 「本法令が発布される前に法に照らして宅配業務を取り扱っていた企業」に対する移行措置を規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 本法令が公布される前に中国の関係規定に基づき、国务院商務部門の許可を受け又は届出を行い、尚且つ工商部門にて登記を行った後で国際宅配業務を取り扱う国際貨運代理企業は、許可又は届出文書及び営業許可証を国务院郵政部門に持参し、宅配業務経営許可証を受け取る。 ▪ 前項に定める企業のほか、本法令が公布される前に工商部門にて登記を行った後、宅配業務を取り扱う企業が、本法令に定める宅配業務を取り扱う条件を具備していない場合、国务院郵政部門の定める期限までに本法令に定める条件を満たさなければならず、期限を過ぎても本法令に定める条件を満たさない場合、宅配業務を引き続き取り扱ってはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/zxf/2009-04/24/content_1499871.htm

● 当面の経済情勢における知的財産権の審判役務大局についての若干事項に関する意見

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法発〔2009〕23号
 【発布日】2009-04-21
 【コメント】本意見は、知的財産権の審判について、特許権の保護に力を入れ、ロゴマークの保

护、完善知识产权诉讼制度三方面提出了一系列意见。其中包括：

護を強化し、知的財産権訴訟制度を整備するという3つの視点から一連の意見を打ち出しているが、具体的には次のとおりである。

專利 保護 方面	<ol style="list-style-type: none"> 1. 依法确定合理的專利司法保護範圍和制度。 2. 正确适用專利侵權判定原則和方法，完善權利要求解釋規則和侵權對比判定標準。 3. 正确解釋發明和實用新型專利的權利要求，準確界定專利保護範圍。 4. 對於權利人在專利授權确权程序中所做的實質性的放棄或者限制，在侵權訴訟中應當禁止反悔，不能將有關技術內容再納入保護範圍。 5. 依法認真審查各種不侵權抗辯事由和侵權責任抗辯事由，合理認定先用權，依法支持現有技術抗辯。
商業 標識 保護 方面	<ol style="list-style-type: none"> 1. 充分尊重知名品牌的市場價值，依法加強知名品牌保護。 2. 完善商標司法政策，加強商標權保護，促進自主品牌的培育。 3. 妥善處理註冊商標實際使用與民事責任承擔的關係。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 請求保護的註冊商標未實際投入商業使用的，可將責令停止侵權行為作為確定民事責任的主要方式，在確定賠償責任時可以酌情考慮未實際使用的事實，除為維權而支出的合理費用外，如果確無實際損失和其他損害，一般不根據被控侵權人的獲利確定賠償； ▪ 註冊人或者受讓人並無實際使用意圖，僅將註冊商標作為索賠工具的，可以不予賠償； ▪ 註冊商標已構成商標法規定的連續三年停止使用情形的，可以不支持其損害賠償請求。 4. 加強馳名商標司法認定的審核監督，完善馳名商標司法保護制度。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 凡商標是否馳名不是認定被訴侵權行為要件的情形，均不應認定商標是否馳名。凡能夠在認定類似商品的範圍內給予保護的註冊商標，均無需認定馳名商標； ▪ 對於確實符合法律要求的馳名商標，要加大保護力度，依法維護馳名商標的品牌價值。 5. 加強商標授權确权案件的審判工作，正確處理保護商標權與維護市場秩序的關係。 6. 妥善處理註冊商標、企業名稱與在先權利的衝突，依法制止“傍名牌”等不正當競爭行為。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業名稱因突出使用而侵犯在先

特許 權の 保護 に力 を入 れる	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合理的な特許司法保護範囲と制度を法に照らし確定する。 2. 特許権侵害の判定原則と方法を正確に適用し、権利要求の解釈規則と権利侵害の対比判定基準を整備する。 3. 発明特許と実用新案の権利要求を正確に解釈し、特許保護範囲を正確に画定する。 4. 権利者が特許実施許諾の権利確認手続きにおいて行う実質上の放棄と制限に対しては、権利侵害訴訟において取り消しを行うことを禁止しなければならない。 5. 各種権利不侵害抗弁事由と権利侵害責任の抗弁事由を法に照らし真剣に審判し、先使用権を合理的に認定し、現有の技術抗弁を法に照らして支持する。
ロゴ マーク を 保護 する	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有名ブランドの市場価値を十分に尊重し、有名ブランドの保護を法に照らし強化する。 2. 商標の司法政策を整備し、商標権の保護を許可し、自主ブランドの育成を促進する。 3. 登録商標の実際の使用と民事責任を負う関係を適切に処理する。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 保護を求める登録商標を実際に商業使用に投入していない場合、権利侵害行為差止の命令を民事責任を確定する主要方式とすることができ、賠償責任を確定するときは実際には使用していないという事実を勘案し、権利擁護のために支出する合理的な費用のほか、もしも実際の損失とその他の損害が確かでない場合は、通常、権利侵害を訴えられた側の獲得した利益に基づき賠償を確定することはない。 ▪ 登録者又は譲受者が実際に使用する意思がなく、商標登録を求償の道具としているだけの場合、賠償しなくてもよい。 ▪ 登録商標がすでに商標法に定める連続して3年使用を停止している状況を構成する場合、その損害賠償の請求を支持しなくてもよい。 4. 馳名商標の司法認定の審判監督を強化し、馳名商標の司法保護制度を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 商標が馳名か否かについて、権利侵害を訴えられた行為の要件を認定しない場合は、いずれも商標が馳名か否かを認定してはならない。類似商品の範囲において、保護する登録商標を認定できる場合、いずれも馳名商標と認定する必要はない。 ▪ 法律の要求に確かに適合する馳名商標に対しては、その保護に一層の力を入れ、馳名商標のブランド価値を法に

	<p>注册商标专用权的，依法按照商标侵权行为处理。企业名称未突出使用但其使用足以产生市场混淆、违反公平竞争的，依法按照不正当竞争处理；</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 因使用企业名称而构成侵犯商标权的，可以根据案件具体情况判令停止使用，或者对该企业名称的使用方式、使用范围作出限制； ▪ 因企业名称不正当使用他人具有较高知名度的注册商标，不论是否突出使用均难以避免产生市场混淆的，应当根据当事人的请求判决停止使用或者变更该企业名称。 <p>7. 加强不正当竞争和反垄断审判，统筹兼顾自由竞争与公平竞争的关系。</p>
完善知识产权诉讼制度方面	<ol style="list-style-type: none"> 1. 完善确认不侵权诉讼制度，遏制知识产权滥用行为。 2. 慎用诉前停止侵权措施。诉前停止侵权主要适用于事实比较清楚、侵权易于判断的案件，适度从严掌握认定侵权可能性的标准，应当达到基本确信的程度。 3. 完善有关加工贸易的司法政策，妥善处理当前外贸“贴牌加工”中多发的商标侵权纠纷，对于构成商标侵权的情形，应当结合加工方是否尽到必要的审查注意义务，合理确定侵权责任的承担。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
关于当前经济形势下知识产权审判服务大局若干问题的意见
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=127833>
最高人民法院有关负责人解读
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/sfgz/2009-04/24/content_1499654.htm

	<p>照らし擁護する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 商標実施許諾の権利確認事案の審判作業を強化し、商標権の保護と市場秩序の擁護との関係を正確に取り扱う。 6. 登録商標、企業名称及び先使用権の衝突を適切に処理し、「似非ブランド」等の不正な競争行為を法に照らして阻止する。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業名称を強調して使用したことで先に登録した登録商標専用権を侵害した場合、商標権侵害行為として法に照らして処理する。企業名称を強調して使用してはいいが、それを使用すると市場の混交を招き、公平な競争に違反するに足る場合、不正競争として法に照らし処理する。 ▪ 企業名称を使用することで商標権侵害を構成する場合、事案の具体的な状況に応じてその使用差止めを命じ、又は当該企業名称の使用方式、使用範囲を制限することができる。 ▪ 企業名称が他人の知名度の高い登録商標を不正に使用し、それを強調するかどうかに関わりなくいずれも市場混交を招きかねない場合、当事者の要請に応じて当該企業名称の使用差止め又は変更の判決を下さなければならない。 7. 不正競争及び独占禁止の審判を強化し、自由競争と公平競争の関係を統一して計画手配し、両方に配慮を加える。
知的財産権訴訟制度を整備する	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利不侵害を確認する訴訟制度を整備し、知的財産権を濫用する行為を抑制する。 2. 訴え前の権利侵害差止措置を慎重に使用する。訴え前の権利侵害差止は主に事実が明確で、権利侵害が判断しやすい事案に適用し、権利侵害の可能性の認定は適度に厳しく掌握し、基本的に確信できる水準に到達していなければならない。 3. 加工貿易に関わる司法政策を整備し、当面の対外貿易の「OEM 加工」において多く発生する商標権侵害紛争を適切に処理し、商標権侵害を構成する状況については、加工当事者が必要な審査注意義務を果たしたかどうかを勘案し、権利侵害責任の負担を合理的に確定しなければならない。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
当面の経済情勢における知的財産権の審判役務大局についての若干事項に関する意見
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=127833>
最高人民法院の関係責任者による解説
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/sfgz/2009-04/24/content_1499654.htm

● 关于审理涉及驰名商标保护的民事纠纷案件应用法律若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释（2009）3号

【发布日期】2009-04-23

【实施日期】2009-05-01

【提示】该法令对驰名商标的概念、司法认定驰名商标的适用范围、认定因素、举证责任、保护要求五个方面的内容进行了规定。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于审理涉及驰名商标保护的民事纠纷案件应用法律若干问题的解释

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200904270003.htm>

最高人民法院知识产权庭负责人答记者问

<http://www.chinacourt.org/html/article/200904/27/354615.shtml>

● 关于调整外商投资企业易制毒化学品进出口管理工作有关事项的通知

【发布单位】商务部办公厅

【发布文号】商办资函（2009）77号

【发布日期】2009-04-01

【提示】根据该通知：

1. 自2009年04月01日起，由商务部机电和科技产业司对外商投资企业易制毒化学品进出口管理业务实行归口管理。
2. 外商投资企业申请进出口易制毒化学品，继续按照现行《易制毒化学品进出口管理规定》要求上报申请材料。
3. 外商投资企业申请易制毒化学品进出口许可，需通过商务部两用物项和技术进出口管制政务平台进行申报，申报前需开通两用物项和技术进出口管理系统权限方可使用。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200904/20090406179736.html>

● 驰名商标保护に関する民事紛争事案を審理する際に法律を応用することについての若干事項に関する解釈

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法释[2009]3号

【発布日】2009-04-23

【施行日】2009-05-01

【コメント】本法令は、馳名商標の概念、司法が馳名商標を認定する適用範囲、認定要素、立証責任、保護要求という5つの方面の内容につき、規定を行っている。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。馳名商標保護に関する民事紛争事案を審理する際に法律を応用することについての若干事項に関する解釈

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200904270003.htm>

最高人民法院知的財産庭責任者による記者質問への回答

<http://www.chinacourt.org/html/article/200904/27/354615.shtml>

● 外商投資企業による容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の輸出入管理作業の關係事項を調整することについての通知

【発布機関】商務部办公厅

【発布番号】商办资函[2009]77号

【発布日】2009-04-01

【コメント】本通知によると次のとおりである。

1. 2009年4月1日から、商務部機電及び科技産業司が、外商投資企業による容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の輸出入管理業務に対し、集約した管理を行う。
2. 外商投資企業が容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の輸出入を申請したときは、引き続き現行の「容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品輸出入管理規定」の要求に基づき申請資料を上層機関に報告する。
3. 外商投資企業が容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の輸出入許可を申請したときは、商務部の軍民両用物資と技術輸出入統制政務プラットフォームを通して申告を行う必要があり、申告を行う前に軍民両用物資及び技術輸出入管理システムの権限を開通させてからでないと使用することができない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200904/20090406179736.html>

● 商务部批准《商业街管理技术规范》等 15 项国内贸易行业标准

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部公告 2009 年第 21 号

【发布日期】2009-04-02

【提示】商务部批准《商业街管理技术规范》、《电子商务模式规范》、《网络交易服务规范》、《超市节能规范》、《饭店信息化设施条件与规范》、《水产品批发交易规程》、《纳豆》、《气调冷藏库设计规范》、《室外装配冷库设计规范》等 15 项国内贸易行业标准。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200904/20090406148702.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 最高法院公布 2008 年中国知识产权司法保护十大案件、50 件典型案件和知识产权案件年度报告

日前，最高人民法院通过中国法院网公布 2008 年中国知识产权司法保护十大案件 和 2008 年中国知识产权司法保护 50 件典型案件。有关案件的生效裁判文书在中国法院网上同时公布。

另外，最高人民法院日前首次发布 知识产权案件年度报告，集中公开了最高人民法院知识产权庭 2008 年度审结的 23 件知识产权典型案件的判例摘要。

(摘自 2009 年 04 月 23 日中国法院网)

● 《中华人民共和国食品安全法实施条例(草案)》公开征求意见

日前，国务院法制办公室公布《中华人民共和国食品安全法实施条例(草案)》全文，并公开征求意见(截止日期为 2009 年 05 月 04 日)。

(摘自 2009 年 04 月 24 日中国人大网)

● 商务部が「繁華街管理技術規範」等の 15 項目の国内貿易産業基準を許可する

【発布機関】商务部

【発布番号】商务部公告 2009 年第 21 号

【発布日】2009-04-02

【コメント】商务部は「繁華街管理技術規範」、「電子商取引モデル規範」、「ネットワーク取引サービス規範」、「スーパーマーケット省エネ規範」、「ホテル情報化施設条件と規範」、「水産物卸売取引規程」、「納豆」、「空調保冷装置設計規範」、「屋外冷凍庫設置設計規範」等の 15 項目の国内貿易産業基準を許可した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200904/20090406148702.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 最高法院は 2008 年中国知的財産権司法保護十大事案、50 の典型的な事案と知的財産権事案の年度報告を公表した

先頃、最高人民法院は中国法院ウェブサイトを通じ、2008 年中国知的財産権司法保護十大事案 と 2008 年中国知的財産権司法保護 50 の典型的な事案 を公表した。かかる事案の有効な判決文書を中国法院ウェブサイト上で同時に公表した。

また、最高人民法院は先頃、知的財産権事案の年度報告 を初めて公表し、最高人民法院財産権庭 2008 年度に結審した 23 の知的財産権の典型的な事案の判例概要をまとめて公開した。

(2009 年 4 月 23 日付の中国法院ウェブサイトより抜粋)

● 「中華人民共和国食品安全法实施条例(草案)」がパブリックコメントを募集する

先頃、国务院法制办公室は「中華人民共和国食品安全法实施条例(草案)」の全文を公表し、パブリックコメントを募集している(募集締切日は 2009 年 5 月 4 日まで)。

(2009 年 4 月 24 日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋)

● 国务院公布《纺织工业调整和振兴规划(2009~2011)》

日前,国务院公布《纺织工业调整和振兴规划(2009~2011)》,提出八项产业调整和振兴的主要任务、十项保障措施。其中包括:继续提高纺织品服装出口退税率、加大对纺织企业的金融支持、减轻纺织企业负担等。

(摘自 2009 年 04 月 24 日中国政府网)

● 2009 年上海市外商投资企业联合年检的简要提示

2009 年 02 月 25 日,上海市商务委员会、上海市财政局、上海市工商局、上海市国家税务局和地方税务局、上海市统计局、以及国家外汇管理局上海市分局六部门联合发布了《上海市外商投资企业联合年检公告》。此后,上海市商务委员会又发布了《2009 年上海市外商投资企业联合年检须知》(以下简称“《须知》”)。以下,结合联合年检公告和《须知》的相关内容,对于上海市外商投资企业参加 2009 年(针对 2008 年度)联合年检事宜,我们简要提示如下。

参检对象

1. 2008 年 12 月 31 日前在上海市登记注册的外商投资企业(其在上海市的经营性分支机构随隶属法人企业参检,年检材料送工商部门);
2. 2008 年 12 月 31 日前在上海市登记的从事经营活动的外国企业和外省市外商投资企业在上海市设立的经营性分支机构不参加联合年检,仅参加工商年检(直接通过工商部门网站申报)。

时间和地点

1. 整体时间安排:2009 年 03 月 01 日至 06 月 30 日。
2. 其中,相关部门联合办公的时间和地点:
 - 1) 市属外商投资企业:2009 年 04 月 13 日至 05 月 22 日;延安西路 2299 号(上海世贸商城)。
 - 2) 其他外商投资企业:可参见《须知》公布的各区、县的集中受理、联合办公的时间和地点。
3. 错过相关部门联合办公时间的外商投资企业,应于 2009 年 06 月 30 日前分别至各部门年检。

● 国务院は「紡績工業の調整と振興計画(2009~2011)」を公布した

先頃、国务院「紡績工業の調整と振興計画(2009~2011)」を公布し、8 項目の産業調整と振興の主要任務、10 項目の保障措置を打ち出した。その中には、紡績アパレルの輸出戻し税率を引き続き引き上げ、紡織企業に対する金融サポートを強化し、紡織企業の負担を軽減することなどが含まれる。

(2009 年 4 月 24 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 2009 年上海市外商投資企業合同年度監査に関する簡潔なコメント

2009 年 2 月 25 日、上海市商務委員会、上海市財政局、上海市工商局、上海市国家稅務局及び地方稅務局、上海市統計局、並びに国家外貨管理局上海市分局の 6 つの官公庁が「上海市外商投資企業合同年度監査公告」を共同で公布した。その後、上海市商務委員会は更に「2009 年上海市外商投資企業合同年度監査の注意事項」(以下「注意事項」という)を公布した。合同年度監査の公告と「注意事項」の関係内容とあわせ、上海市外商投資企業が 2009 年に(2008 年度についての)合同年度監査に参加することにつき、次のとおり簡潔にコメントを紹介する。

監査への参加対象

1. 2008 年 12 月 31 日までに上海市で登記登録を行っている外商投資企業(同企業の上海市の經營性分支機関は法人企業に隸属して監査に参加し、年度監査資料を工商部門に提出する)。
2. 2008 年 12 月 31 日までに上海市にて登記を行った經營活動を取り扱う外国企業及び外省市の外商投資企業が上海市に設立した經營性分支機関は合同年度監査には参加せず、工商年度監査にだけ参加する(直接に工商部門のウェブサイトから申告する)。

実施期間及び実施場所

1. 全体のスケジュール:2009 年 3 月 1 日から 6 月 30 日まで。
2. そのうち、かかる部門が合同で執務する期間と場所は次のとおりである。
 - 1) 1 市属外商投資企業:2009 年 4 月 13 日から 5 月 22 日まで、延安西路 2299 号(上海マート内)。
 - 2) その他の外商投資企業:「注意事項」にて公示された各区、県の集中受理、合同執務の期間と場所を参照できる。
3. 関係部門の合同執務期間の時期を逃してしまった外商投資企業は、2009 年 6 月 30 日までに各部門にそれぞれ赴き年度監査を行わなければならない。

基本流程

1. 外商投资企业分别登陆联合年检系统（<http://china.lhni.gov.cn/frame/login.aspx?region=31>）和工商局年检系统（www.sgs.gov.cn），进行年检报表的网上填写和申报。
2. 各主管部门对外商投资企业网上填制的年检报表进行网上审核。
3. 在获得各主管部门的网上审核通过后，外商投资企业打印年检报表。
4. 外商投资企业持打印的年检报表，以及各主管部门要求提交的文件（请参见《须知》），前往联合办公地点，进行现场复核。
5. 各主管部门现场复核通过，并加盖印章。获得全部印章后，年检完成。

简要提示

1. 确认主管部门。特别是在进行商务、财政、税务等网上申报时，注意结合外商投资企业批准证书上的批准号、财政登记代码和税务登记代码等确定。
2. 特殊企业需额外提交文件。在进行商务部门现场复核时，除一般需要提交的文件外，鼓励类企业、先进技术企业、产品出口企业、研发中心、商业企业、创业投资企业、投资性公司和融资租赁公司等特殊企业需要提交额外文件（请参见《须知》）。
3. 金融危机下的特殊安排：
 - 1) 对于**2008年07月01日**以后出资期限到期且无违法记录的外商投资企业，因资金紧张无法按期缴付出资的，可向工商部门申请将出资期限延长至**2009年年底**。
 - 2) 因受金融危机影响，外商投资企业成立后超过六个月未开业的，或者开业后自行停业连续六个月以上的，可向工商部门申请延续至**2009年年底**。

联合年检一年一度，对外商投资企业较为重要。提醒各外商投资企业予以重视，在相关时限内及时参检。

备注：

请点击以下网址，查看相关资料的全文内容：

上海市外商投资企业联合年检公告

<http://www.investment.gov.cn/2009-03-13/1236562466556.html>

2009年上海市外商投资企业联合年检须知

<http://china.lhni.gov.cn/docs/2009年上海市外商投资企业联合年检须知.doc>

国家六部委关于开展2009年外商投资企业联合年检工作的通知

http://www.gov.cn/gzdt/2009-02/27/content_1244

基本的な流れ

1. 外商投資企業がそれぞれ合同年度監査システム（<http://china.lhni.gov.cn/frame/login.aspx?region=31>）と工商局年度監査システム（www.sgs.gov.cn）にログインし、年度監査諸表のオンライン記入と申告を行う。
2. 各主管部門は、外商投資企業がオンラインにて記入作成した年度監査諸表につき、オンライン審査を行う。
3. 各主管部門のオンライン審査を通過した後、外商投資企業が年度監査諸表をプリントアウトする。
4. 外商投資企業がプリントアウトした年度監査諸表と各主管部門が提出を求める書類（「注意事項」を参照）を合同執務場所に持参し、その場で再審査を実施する。
5. 各主管部門のその場での再審査を通過し、尚且つ押印する。すべての押印が済むと、年度監査は終了する。

簡潔なコメント

1. 主管部門を確認する。とりわけ商務、財政、税務等のオンライン申請を行う際には、外商投資企業批准證書上の批准番号、財政登記コード及び税務登記コード等とあわせて確定するよう注意する。
2. 特殊企業は別途に書類を提出する必要がある。商務部門のその場での再審査を行うときは、通常、提出しなければならない書類のほか、奨励類企業、先端技術企業、製品輸出企業、R&D センター、商業企業、ベンチャーキャピタル企業、投資性会社及びファイナンスリース会社等の特殊企業は、別途に書類を提出しなければならない（「注意事項」を参照）。
3. 金融危機下での特殊な手配：
 - 1) 2008年7月1日以降に出資期限が満期を迎え、尚且つ違法記録のない外商投資企業に対しては、資金にゆとりがなく期日どおりに出資金を払い込むことができない場合、出資期限を2009年年末までに延期するよう工商部門に申請することができる。
 - 2) 金融危機の影響を受けたために、外商投資企業が設立後、6ヶ月を経過しても開業せず、又は開業後に連続して6ヶ月以上自ら事業を休止する場合、2009年年末まで延長するよう工商部門に申請することができる。

合同年度監査は1年に1度実施し、外商投資企業にとっては相対的に重要なものである。各外商企業はこれを重要視し、かかる期限までに遅滞なく監査に参加するように注意されたい。

備考：

かかる資料の全文をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。

[536.htm](#)

(里兆律师事务所 2009 年 04 月 24 日整理编写)

上海市外商投資企業合同年度監査公告

<http://www.investment.gov.cn/2009-03-13/1236562466556.html>

2009 年上海市外商投資企業合同年度監査注意事項

http://china.lhnj.gov.cn/docs/2009_年上海市外商投资企业合同年度監査須知.doc

2009 年外商投資企業合同年度監査作業についての国の 6 つの官公庁による通知

http://www.gov.cn/qzdt/2009-02/27/content_1244536.htm

(里兆法律事務所が 2009 年 4 月 24 日付で作成)